

7) 平子先生の安全衛生相談コーナー

Q：安衛法にクレーン作業および高所作業の中止基準となっている悪天候のうち、雨と雪には「1回の降雨量が50mm」、「1回の降雪量が25cm」という表現を使っています。この「1回の…」の解釈はどのように考えればよいのか？

A：ご質問の件、次の通り回答しますので参考にしてください。

安全衛生規則やクレーン則等（以下「安全衛生規則等」という。）に18の作業について、悪天候時（強風、大雨、大雪）に当該作業に従事させないことが規定されています。また、悪天候に関する解釈例規が次の2つ発出されています。（別添〇印参照。）

① 昭和34年2月18日付け基発第101号

② 昭和46年4月15日付け基発第309号

この通達では、「強風」、「大雨」、「大雪」についてそれぞれの解釈と、安全衛生規則等の条文中に規定されている「強風、大雨、大雪等悪天候のために」の解釈として、当該地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。が示されています。

ご相談の「大雨」の1回の降雨量、「大雪」の1回の降雪量の「1回」の解釈ですが、前記①、②の通達には具体的には示されておりません。

安全衛生規則等による悪天候時の作業中止の趣旨を踏まえて考えると、作業中止の対象となる作業を行うその時点の降雨量や降雪量とされます。つまり「1回」はその時点を指し、どれだけ1回（1度）に降り若しくは降ると予想されるかということの意味していると思われます。解釈例規によれば、前述のとおり「当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。」と示されておりますので、現場においては、気象庁が公表する大雨警報や大雪警報の情報を基に悪天候を判断することと解釈できます。

降り続けている場合は、降雨量のトータルで捉えるのではなく、当該作業を行うその時点の降り方や雨量により、当該作業に及ぼす差し迫った危険があるか否かを判断するということです。特に、降ったトータルの雨量も現場においては含んだ水による土砂崩壊等の問題がありますが、「1回」はあくまで現時点の降雨量や降雪量で捉え、当該作業が実施可能か中断する必要があるのかを判断するということです。

気象庁の公表する大雨警報は土砂災害や浸水害のおそれ、大雪警報は住宅の被害や交通障害発生のおそれ等目的が異なりますが、安全衛生規則等の適用に当たっては「1時間当たりの雨量〇〇mm」を1回の降雨量、降雪量を1回の降雪量として当該作業を行う時点における「大雨」、「大雪」を判断することが適当と思われます。

以上

ドーム状等をなしており、敷板、敷角等が一段では型わくの支持が困難であるような場合をいうこと。

2 第二号の「敷板、敷角等を緊結すること」とは、敷板、敷角等をその長手方向に確実に連結することをいうこと。

3 第三号については、敷板、敷角等をはさんだ上下の支柱の軸線をなるべく一致させて固定するように指導すること。
(昭三八・六・三 基発第六三五号)

(コンクリートの打設の作業)
第二百四十四条 事業者は、コンクリートの打設の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。

一 その日の作業を開始する前に、当該作業に係る型わく支保工について点検し、異状を認めるときは、補修すること。

二 作業中に型わく支保工に異状が認められた際における作業中止のための措置をあらかじめ講じておくこと。
(根 二〇(1))

解釈例規

1 第一号の「当該作業に係る型わく支保工」とは、当該作業を行なうことにより荷重が加わる型わく支保工をいうこと。

2 第二号の「異状が認められた際における作業中止のための措置」とは、異状を発見した者がコンクリートの打設の作業を行なっている者に対して、直ちに作業中止のための連絡をすることができような措置をいうこと。
(昭三八・六・三 基発第六三五号)

(型わく支保工の組立て等の作業)
第二百四十五条 事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 当該作業を行なう区域には、関係労働者以外の労働者の立ち入りを禁止すること。

二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

三 材料、器具又は工具を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。
(根 二〇(1))

解釈例規

1 「悪天候」とは、一〇分間の平均風速が毎秒一〇m以上の風を、「大雨」とは一回の降雨量が五〇mm以上の降雨を、「大雪」とは一回の降雪量が二五cm以上の降雪をいうこと。

2 「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。
(昭四六・四・一五 基発第三〇九号)

(型枠支保工の組立て等作業主任者の選任)
第二百四十六条 事業者は、令第六条第十四号の作業については、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任しなければならない。
(根 一四)

関連政令

【安衛施行令】
(作業主任者を選任すべき作業) (抄)
第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

十四 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ)の組立て又は解体の作業